

身体障害者障害程度等級表（太実線より上は第1種を、下は第2種を表す。）

別表1

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				内 部 障 害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能 移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
1級	両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者についてはきょう正視力について測ったものをいう。以下同じ）の和が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座ったり上肢を使用することができないもの	不随意運動・失調等により日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	じん臓の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	呼吸器の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	小腸の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10°以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がるものが困難なもの	不随意運動・失調等により日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活が制限されるもの	肝臓の機能による日常生活活動が制限されるもの
3級	1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10°以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	1. 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により家庭内での日常生活活動が制限されるもの	心臓の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能による日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	1. 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10°以内のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能による日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1. 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、両眼の視力の和が0.2を越えるもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの							
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中指指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。															

障 がい 区 分 別 該 当 施 策 一 覧 表

[参 考]

別表2 (その1)

施策名		日常生活の支援				社会参加の促進								医 療				年 金		
		補 装 具 費 の 支 給	日 常 生 活 用 具 の 給 付	福 祉 向 け 住 宅 へ の 入 居	F A X 1 1 9 ・ N E T 1 1 9	生 駒 市 障 が い 者 等 交 通 費 等 助 成 制 度 (生 き い き フ ー ボ ン 券 交 付 事 業)	手 話 通 訳 者 の 派 遣	要 約 筆 記 者 等 の 派 遣	自 動 車 運 転 免 許 取 得 費 の 助 成	自 動 車 改 造 費 の 助 成	点 字 ・ 声 の 広 報	駐 車 禁 止 規 制 等 の 適 用 除 外	郵 便 に よ る 不 在 者 投 票	心 身 障 害 者 医 療 費 助 成	重 度 心 身 障 害 老 人 等 医 療 費 助 成	育 成 医 療	更 生 医 療	障 害 基 礎 年 金	心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度	
記載ページ		20	20	24	25	28	28	28	29	29	29	32	33	37	37	37	37	43	43	
身体障がい者(児)	障がい別区分なし			○ 1~4級		○ 1・2級								○ 1・2級	○ 1・2級	○		○ 1~ 3級程度	○ 1~3級	
	視覚障がい	○	○																	
	聴覚・平衡機能障がい	○	○		○ 聴覚		○	○	○											
	音声・言語・そしゃく機能障がい	○	○		○ 音声・言語															
	肢体不自由	上肢	○	○				○	○	1・2級										
		下肢	○	○				○	○											
		体幹	○	○				○	○											
		脳原性上肢	○	○				○	○											
		// 移動	○	○				○	○											
	内部障がい	心臓																		
		じん臓		○	1・3級															
		呼吸器		○																
		ぼうこう・直腸		○																
		小腸																		
		免疫																		
肝臓																				
知的障がい者(児)	療育手帳 A		○	○		○								○	○			○ 一部	○	
	療育手帳 B			○		○												○ 一部	○	
精神障がい			○		○(通院者のみ)													○ 一部	○	
制限	所得制限	○	○	○					○									○		
	年齢制限等		○											○ 1歳以上 75歳未満	○ 後期高齢者 医療の受給者	○ 18歳未満	○ 18歳以上	○ 20歳以上	○ 加入時保護 者が65歳未 満	
	その他								○ 免許証に条 件が付され ている者											

(注) この一覧表は、各種施策を障がい区分別にまとめたものですが、他に種々の要件がありますので、詳細については各記載のページを参照してください。

別表2 (その2)

施策名		手当・貸付				税の減免				公共料金等の割引																
		特別障害者手当	障害児福祉手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金の貸付	所得税・相続税の軽減	住民税の軽減	軽自動車税の減免	自動車税および	鉄道運賃の割引	バス運賃の割引	「たけまる号」運賃の割引	コミュニティバス	タクシー運賃の割引	国内航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料の減免	市営自動車駐車場料金の免除							
障がい区分		42	42	42	42	44	46	47	48	48	49	49	49	50	50	50	50	50	50	52	52					
記載ページ		42	42	42	42	44	46	47	48	48	49	49	49	50	50	50	50	50	50	52	52					
障がい別区分なし	在宅重度重複障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする者	在宅の重度障がい児で常時介護を必要とする者	1級及び2級の一部	1～3級及び4級の一部	○	○	○	本人運転	生計同一者等運転	○	○	○	○	○	○	○	本人運転	介護者運転	半額免除	全額免除	本人運転 1～4級	介護者運転 1・2級				
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			知的障がい者(児)	療育手帳 A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	療育手帳 B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
精神障がい				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
制限	所得制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	年齢制限等	20歳以上	20歳未満	18歳未満	20歳未満											12歳以上										
	その他			父(母)の障がい														世帯主が手帳所持者	市民税非課税世帯							